



No.577
3 分間
税ミナール
令和 4 年 11 月 9 日

ヤマダ総合公認会計士事務所
代表 山田良平
〒124-0012
東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル
TEL:03-3694-6091
FAX:03-3691-6680

チャットボットでの年末調整の相談を開始

国税庁は、個人の国税に関する相談や消費税のインボイス制度における問い合わせが多い質問について、AI(人工知能)が自動で回答するウェブサービス「チャットボット(ふたば)」(メンテナンス期間を除き土日、夜間を含め24時間稼働)において、令和4年10月6日から、年末調整に関する相談を開始しました。

相談できる内容は、主に従業員が年末調整の各種申告書を作成する際に問い合わせが多い、1)年末調整の各種申告書の内容、書き方、添付する書類に関すること、2)年末調整で適用される控除に関すること、3)令和4年分の税制改正に関すること、4)転職をした場合や育児休業を取得した場合など、その方の状況に応じて行う年末調整の手続きに関すること、5)年末調整のながれ(年税額の計算)や過不足額の精算に関する質問、などの事項です。

利用に当たって国税庁では、チャットボットはAIを活用したシステムによる自動応答なので、質問の意図をAIが認識しない場合には表現を変えて再度入力する必要があることのほか、注意事項として「個人情報を入力しないように」ということ、「一般的な事項について説明しているので、質問の前提となる事実関係により取扱いが異なる場合があること」や「相談範囲についてそれぞれ過去の年分には対応していないこと」、「日本国内の居住者の相談を前提にしていること」などを挙げています。

「チャットボット(ふたば)に質問する(国税庁)」(令和 4 年 10 月 6 日)は、
こちらからご覧いただけます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/chatbot/index.htm>

